

伊勢崎市パブリックコメント募集要項

市の政策の案の名称	伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画（案）について
意見募集の趣旨	令和元年７月に策定した伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画について、今後の具体的な対応方針を取りまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に改訂案を作成しました。改訂案にあたり、市民の皆様のご意見を募集します。
意見を提出できる人	１ 市内に在住・在勤・在学の人 ２ 市内に事務所・事業所を有する個人または法人、そのほかの団体 ３ 本市に納税義務を有する人 ４ このパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
意見の募集期間	令和７年２月３日 ～ 令和７年３月４日
意見の提出方法	所定の様式に、住所、氏名、市の政策の案に対する意見とその理由を記入し、直接または郵便等による送付、ファクス、電子メール等で提出してください。 所定の様式および公表資料は市役所総務部安心安全課、市役所本庁および各支所の市民情報コーナーに用意してあります。またホームページからダウンロードすることもできます。 【意見の提出先】 ・直接持参する場合 総務部安心安全課（市役所東館３階） ・郵送等による送付の場合（令和７年３月４日必着） 〒３７２－８５０１ 伊勢崎市今泉町２丁目４１０番地 市役所総務部安心安全課宛 ・ファクスの場合 ０２７０－２６－６１２３ ・電子メールの場合 anshinzen@city.isesaki.lg.jp
公表資料	・意見募集資料_伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画（案）
担当部課	総務部安心安全課防犯担当 電話 ０２７０－２４－５１１１（内線 ５３２７）
備考	・結果の公表にあたっては、同趣旨のご意見を取りまとめのうえ、その要旨とそれに対する市の考え方を、市役所本庁および各支所の市民情報コーナー、ホームページで公表する予定です。また、個人が特定できる内容等、伊勢崎市情報公開条例に規定する非公開情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ・パブリックコメント手続は、市の政策の案を事前に市民に公表し、市民が情報を共有することで多くの市民からの意見が提出され、市民の考え方を幅広く聴きながら市政に反映することができます。 また、この手続により提出された意見は、政策の賛否を求めたり、必ずしも多数意見を反映させるために実施するものではありません。いただいたご意見は総合的に判断し、少数意見でも優れた意見については、政策の案に採用することも考えられます。